

個人情報保護審議会（第70回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年7月23日（金）午後6時から午後7時50分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 9階 会議室901号室

2 出席委員の氏名

山下 淳 岸本 洋子 赤坂 正浩 齋藤 修 藪野 正昭

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

室長	浜田 充啓	主幹兼個人情報・行政手続係長	井上 勝文
事務吏員	中谷 真紀子	事務吏員	桂 和久

4 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

（県土整備部県土企画局契約・建設業室）

課長	中村 良孝	課長補佐兼建設業係長	植田 昌邦
主査	小久保 浩		

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

(1) 諮問受付番号15 - 4号案件（個人情報保護条例の見直しについて）

【事業者が取り扱う個人情報の保護について】

(2) 諮問受付番号16 - 4号案件（収集の制限（本人収集の原則）、利用及び提供の制限並びにオンライン結合による提供の制限の例外について）

【建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステムの件】

6 議事の要旨

調査審議事項

(1) 諮問受付番号15 - 4号案件（個人情報保護条例の見直しについて）

委員： 前回までの議論を踏まえて事業者が取り扱う個人情報の保護についての答申素案を作成した。本日は、素案をもとに検討を行ないたい。事務局より読み上げていただく。

事務局より「事業者に対する個人情報の保護について（答申素案）」の読み上げが行なわれた。

委員： 気づいたところを指摘したい。

(3) 法第13条は、「…処理する」ではなく「…処理される」である。

(1) 1行目「自律的」と(2) 2行目「自主的」と表現を違えているが、

趣旨が異なるのか。「自主的」で統一してはどうか。

委員： 異議なし。

(2) の主語は、「法第 50 条第 1 項は」であるから、文末の「適用しないこととなっている」は「適用しないこととしている」とすべきではないか。

(2) 文頭「以上のことは」は前後のつながりから不要ではないか。

(2) 4 行目「法の趣旨にかんがみ」は、くどくなるので不要だと思う。

(3) 3 行目「また権限行使に至るまでの解決…」の趣旨は何か。

事務局： 本来の苦情相談処理の在り方からすれば、権限行使の前の段階で解決を図ることが望ましいという趣旨である。

委員： 「苦情相談段階で」としてはどうか。

委員： 「権限行使に至るまでの段階で」でよいのではないか。

委員： 全体としてくどい印象がある。

事務局： 答申案は、パブリックコメント資料となるため、わかりやすさとのバランスを思案しながら作成した。

委員： 議論を踏まえた内容となっている。

委員： (1) 3 行目「小規模事業者」とあるが、法に定義があるのか。

事務局： ない。

委員： 一般的には、従業員が 20～30 人の事業所を思い浮かべるのではないか。商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律では、20 人（あるいは 5 人）以下のものをいう。「適用除外事業者」としてはどうか。

委員： 小規模だから法が適用されないという意味合いの記載が必要だと思う。

委員： 小規模と言われることに抵抗のある事業者もあるのではないか。

委員： あくまで個人情報の取扱量が小規模という意味で用いているが、明確にするために「取り扱い規模 5,000 件以下の小規模な」としてはどうか。

委員： 個人情報の取り扱い件数は少なくとも事業規模は大きい事業者もあるので、「法の義務規定の対象としていない 5,000 件以下の事業者」でどうか。

委員： (1) 4 行目「また、法の適用される事業者に対して、条例の適用が併置することとなっても問題はない」とあるが、「すべての事業者を対象」と言っておきながらこの一文をあえて記載するのはなぜか。言わずもがなの感がある。

事務局： 条例は行政指導であるのに対し、法は義務を定めている。性質が異なることから、法制度上問題のないことを念押ししている。

委員： 確かに、この一文だけでは記載の意図がわかりづらい。法と条例の抵触関係がないことについて、法と条例の性質が異なるので…、あるいは、条例の趣旨は行政指導なので…などと記載した方が、一般的にはわかりやすいのではないか。問題がない、との記載だけではなぜ？と思うのではないか。

委員： 法と条例の趣旨を記載すると文章が長くなる。このままでもよいのでは

ないか。

委員： 異議なし。

委員： (2) の文章が長く、主語と述語の対応がわかりにくい。1行目「...事業者が、それらの...」の句点は不要ではないか。

委員： 「このため」は、 の文章を受け、 の「及び」前後の2つの内容を「適当である」と結んでいるため、句点は必要だとは思いますが、「及び」前後の2つの語尾が統一されていないため、確かに、並列関係がわからなくなっている。

委員： 主語は何なのか。「及び」の後はよいが、前の部分はおかしいのではないか。

事務局： 法の文言に沿って記載したが、意識したい。

委員： 「及び」の前の「それらの...目的であるとき」を単純に「同項各号に掲げる目的で個人情報を取り扱うとき、」としてはどうか。

委員： (2) 5行目「ついてまで」と強調する必要があるのか。「ついては」でよいだろう。

委員： 以上の議論についていかがか。

委員： 異議なし。

委員： 本日の議論は、答申案審議の作業を容易にするため行ったものであり、警察の実施機関入り等条例改正に係る全ての審議後にまとめて一つの答申案を出すことにする。

本日の議論を踏まえ、事務局で修正しておいて欲しい。

(2) 諮問受付番号16 - 4号案件 (収集の制限(本人収集の原則)、利用及び提供の制限並びにオンライン結合による提供の制限の例外について)

委員： 実施機関(県土整備部県土企画局契約・建設業室)より説明していただく。

県土整備部県土企画局契約・建設業室 着席

県土整備部県土企画局契約・建設業室の職員から説明が行なわれた。

委員： 説明について、ご質問・意見を伺いたい。

委員： 県が国土交通省に提供する情報は、県ホームページに掲載している情報と同じという理解でよいのか。

契約・建設業室： よい。代表者氏名等を掲載しないことについては、国土交通省も了解している。

委員： 逆に、本人外収集との関係であるが、県はどのような情報を収集するのか。

契約・建設業室： 本県のように、情報提供を一部制限しているところもあると聞いているが、資料P.7の画面図に記載されている情報が入ってくると考えていただいてよい。

委員： 本システムは既に稼働しているのか。参加状況はいかがか。

契約・建設業室： 15年10月より運用開始しており、未参加は本県を含めて3府県のみで

ある。

委 員： 霞ヶ関WANへアクセスする専用回線は、県庁内ではどのように管理されているのか。県庁LANとは別なのか。

契約・建設業室： 資料P.5にあるように、ファイヤーウォールで守られているLG-WANを利用する。

委 員： 専用回線といっても、LG-WANに県庁LANがぶらさがっているため、特定の端末と結ばれているものではない。

委 員： どこからでもアクセスできるのであれば、広範囲に利用される危険があるのではないか。

契約・建設業室： 利用に当たっては、ID、パスワードが必要であり、誰もが利用できるわけではない。

委 員： ハードウェア的には誰もが使用できるが、ソフトウェア的には、IDやパスワードを保有する特定の者しか利用できないと考えていただいたらよいだろう。専用回線というのは、インターネットとは別というイメージだけである。

委 員： 「ID、パスワードは限定された担当者のみが付与」とあるが、どのような状況を想定しているのか。誰がどのように使うのか。

契約・建設業室： 個人単位ではなく、契約・建設業室としての取得・管理を想定している。また、各係とも使用する。

委 員： 職員が異動した場合はどうするのか。

契約・建設業室： パスワードは変更可能なため、異動の都度、変更する。

委 員： 業務上、全員がアクセスする必要があるというのはわかるが、IDが室で1つであれば、不祥事が起きたときに、行為者を特定することができない。センシティブ情報は含まれないと思っているが、何かあったときに問題だろう。本システムに限らないが、アクセスログからの特定ができない状況では、ガードが甘くはないか。各人にIDを付与することは無理なのか。

契約・建設業室： 規約上、2つ以上のID、パスワードを取得可能である。

委 員： 県庁内では、個人ごとのID付与となっているため、その方法で検討いただきたい。

契約・建設業室： 国土交通省に要望する。

委 員： 規約とは、参加都道府県の合意事項のようなものか。

契約・建設業室： そうである。

委 員： 県ホームページに掲載する手続との関係だが、同時に行なうのか、事後に行なうのか。また、県ホームページに掲載する際の内部チェックはどのように行なっているのか。

委 員： 室内決裁の後、総務課を通じて広報課へ依頼する。

委 員： 本システムの場合はどうなるのか。

契約・建設業室： 室内決裁及び総務課決裁となる。

委 員： 人的な誤りを防ぐためにも、県ホームページの掲載に際してのチェック

を受けた後に、本システムに情報を提供してはどうか。

契約・建設業室： そのようにする。

県土整備部県土企画局契約・建設業室職員 退席

委員： 答申案について、何か意見はないか。

委員： 3種の書き方が少しずつ異なっているのはなぜか。公益性に触れているものもないもの、個人情報保護に触れているものもないものがあるが。

委員： 条例の規定に対応させている。

委員： 利用提供制限では公益性、オンライン結合では有用性について触れているが、この違いは何か。

委員： 利用提供制限で提供することへの評価は行なわれていると考えられ、それが前提にあった上で、オンライン結合という手段について有用性という言葉であえて評価を行なっている。

委員： 答申案を確定することでよいか。

委員： 異議なし。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第70回資料）